

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年10月27日（月）午後3時から午後5時10分
- 2 場所 東京地方裁判所第1会議室
- 3 参加者等

司会者 中 里 智 美（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 安 永 健 次（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 松 井 洋（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 野 村 茂（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 山 田 祥太郎（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 山 下 瑞 木（第二東京弁護士会所属）
弁護士 川 崎 良 介（東京弁護士会所属）
弁護士 大 空 裕 康（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。裁判員経験者の皆様にはお忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。私は東京地裁刑事第6部の裁判官の中里と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日の司会進行を務めさせていただきます。

本日の意見交換会のテーマは「裁判員裁判の分かりやすい審理」ということにさせていただきました。評議で活発な意見交換を行うためには、審理が分かりやすいものである必要があります。法曹三者も分かりやすい審理を実現するための取組みを続けてきているところですが、この1年ほどの間に裁判員を経験された皆様から、御担当された事件の審理が分かりやすいものであったかなどについて忌憚のない御意見を伺って、今後の改善につなげていきたいと考えております。審理にもいろいろな場面がありますけれども、本

日は主として証人尋問の場面を中心に意見交換をさせていただければと思っておりますが、お気づきのことがありましたら、審理のどのような場面でも忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

それでは、私のほうからそれぞれの方が御担当された事件をごく簡単に紹介させていただきますので、御担当された事件の審理に関する全体的な印象あるいは感想などを二、三分程度のイメージで最初にまずはお話いただければと思います。

それでは、まず1番の方の事件から御紹介させていただきます。1番さんが担当された事件は、外国人の被告人が航空機で来日し、キャリーケース1個に隠匿した2キロ余りの覚せい剤を密輸入しましたが、羽田空港の税関で発見されたという事案です。キャリーケースに覚せい剤が隠匿されていることを被告人が分かっていたかということが争点でした。税関職員2名の証人尋問が行われたようです。それでは、1番さん、お願いします。

1番

私が担当いたしました事件は、外国籍の被告人が覚せい剤を密輸するという事件でした。ある会社に雇われ、衣類等を運んで、その中に覚せい剤が入っていたんですが、実際に私も仕事をしたことがある立場から、いろいろな意見を自分なりに言えたと思います。裁判全体についてはとても分かりやすかったと思います。難しい法律用語とかは事前に説明もありましたので、安心して裁判に携わることができました。

司会者

それでは、続きまして2番の方の担当された事件ですが、被告人が、駐車中の自動車内から現金を盗んだ際、被害者に捕まりそうになったので、被害者の顔面を殴ったり、手の指にかみつくと暴行を加え、かんだ指に傷害を負わせたという強盗致傷の事案です。強盗致傷の被害が本当に発生したのか、また被告人が犯人と言えるのかということが争点でした。被害者、警察官2名、

DNA型鑑定の担当者の合計4名の証人尋問が行われたようです。では、2番さん、お願いします。

2番

はっきり言って事件の内容が理解しにくかったです。被告人はやってないと言うし、記憶にないようなことも言うし、だから証拠となるものがはっきりとこれだというのが挙がってきたのは、DNAの別件で逮捕されたときのものだったんですね。あと、被害者のほうも、やっぱり自分の周りの人間関係とか家庭環境とかを見ると、何かちょっと理解しにくかったので、そういう人達もいらっしゃるといことが分かったのも事実なんですけど。いろんなことをやられる方がいらっしゃるんだなと実際感じました。法廷での様子は、分かりやすかったんですけど、やはり専門的用語が、何ですか、科学捜査……。

司会者

科学捜査研究所とか。

2番

ええ。そういう方がいらっしゃって、ちょっと専門的になり過ぎちゃって、その辺がちょっと分かりにくかったです。映像に映されても、ちょっと理解できなかったです。でも、裁判長の方の説明がすごく分かりやすかったので、そこは安心しました。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方の御担当された事件ですけども、外国人の被告人が共犯者と共謀して2回にわたってアメリカから合計8キロ近くの覚せい剤を隠匿した航空貨物を日本国内の被告人方に発送し、これを日本国内に持ち込んで密輸入したが、成田空港の税関で発見されたという事案と、メキシコから被告人方に送られた貨物を、覚せい剤が入っているものとして所持した事案です。送られてくる貨物の中に覚せい剤が隠匿さ

れていることを被告人が分かっていたかなどが争点でした。麻薬取締官1名の証人尋問が行われたようです。それでは、3番さん、お願いします。

3番

裁判に関しては、被告人が事実を知り得たのかどうか、受け子として知り得たかどうかということが争点になり、活発な意見等々、裁判長を初めとして、審理を通して裁判員同士ともいろんな意見が活発に出たと私は思っています。そういう意味では非常に濃い裁判になったと思っています。しかし、被告人が外国籍だったもので、通訳がどうしても入らなきゃならなくなって、初日もスタートの段階で通訳の方が大分戸惑いまして、非常に長くなったので、初日に関してはちょっと中だるみっぽい感じになりました。裁判長からも、もう少し分かりやすく手短にとということもありました。その辺の通訳の在り方ということ、今後、少し考えていただけたらなと思いますけど、全体的にはやってよかったなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番の方の事件ですが、実は4番さんと5番の方の事件は同じ事件です。4番さんと5番さんが担当された事件は、被告人以外の者達が共謀して、ある人物を殺害することなどを目的として、起爆装置付きの爆発物を製造し、これを本の中に隠してその人物の勤務先に郵便で送り、その人物の関係者がこれを開けたときに爆発させて、その関係者が傷害を負ったという殺人未遂などの犯行があり、その際に、被告人がこれに先立って爆発物の原料を運ぶなどして、その殺人未遂などの犯行を容易にしたとして起訴された殺人未遂などの幫助の事案です。被告人がした行為の内容や、行為の際に被告人が爆発物を爆発させて人を殺害するということを、そういう犯行であるということを認識していたかということが争点でした。10名を超える証人の尋問が行われたようです。それでは、まず4番さんからお願いします。

4 番

私が担当した裁判員の事件は、発生したのが19年前で、証言、証拠等がいろいろあったんですが、記憶というものが今回の事件では頼りになってる部分がありまして、その記憶というのも、証人の話を聞いていますと、やはりところどころ抜けていたりとか食い違うというところがあって、非常に裁判員としてはちょっと難しい部分がありました。ただ、裁判の全体の内容としては、質問する内容に関しては手元にメモがあらかじめありましたので、そのメモを参考に記入ができた。評議のほうもそのメモを生かして参加することができたので、その部分に関してはとてもよく思いました。

司会者

それでは、5番さん、お願いします。

5 番

私も今の4番の方と同じ裁判を行ったんですが、まず思ったのは非常に難しかった裁判だったと思います。なぜかというと、主な争点というのが全て認識、人の考えていることを判断しなければいけないということで、認識を問う裁判だったので、心の中を読むような非常に難しい裁判だったということを感じております。その中で、まず爆発物についての証拠、あと証人尋問等がありまして、化学知識を得ないと駄目だということで、一日化学の勉強をし、すごく難しいし、分かりづらかったです。僕には少し理解できませんでした。それから、19年前の話ですので、記憶というところでかなり曖昧なところもあって、それを判断しなければいけないということも難しかったという思いです。そのような状況で裁判を行いました。

司会者

はい、ありがとうございます。それでは、続きまして6番の方の御担当された事件ですけれども、被告人が携帯していた包丁を使って通行人4人を包丁で立て続けに襲って傷害を負わせたというものです。1人目の犯行につい

ては殺意はなかったんですが、2人目以降の犯行では殺意を持って包丁で被害者の胸あるいは背中を突き刺したという傷害・殺人未遂などの事案です。殺人未遂の犯行については、被告人に殺意があったと言えるか、それから全体の犯行を通じて犯行時、被告人に完全責任能力が認められるかということが争点でした。被害者4名と精神科医を含む医師3名の証人尋問が行われたようです。それでは、6番さん、お願いします。

6番

裁判員に指名されて、当初、専門知識もないし、経験もないので、私がまずやってもいいのかなという不安はありましたが、この事件では、とても明確というか、通り魔で4人を傷つけたわけですけども、そこで殺意があるかないかという点が問題になり、精神科医の専門の先生の説明もよく分かったし、裁判の流れについても、私自身がよく分かるように進めていただいたので、とても私としてはいい経験をしたと感じています。

司会者

それでは、7番の方の御担当された事件ですけれども、被告人が深夜、通行中の女性に対し顔面を殴ったりタオルで首を絞めるなどの暴行や脅迫を加えて性交しようとしたが、抵抗されて目的を達することができず、その際、被害者に傷害を負わせ、その直後、その被害者から現金を奪ったという強姦致傷・強盗。それからもう1つが、のぞき目的で女性用トイレに侵入し、その際、被告人を発見した女性の顔面を殴る暴行を加えたという建造物侵入・暴行の事案でした。主として量刑が問題となったようですけれども、弁護側証人1名を含む2名の証人尋問が行われたようです。それでは、7番さん、お願いします。

7番

今回、やってみて、裁判員の人が結構話しやすくてよかったんですけど、検察官や弁護人はもっと分かりやすく説明してほしかったなと思ってます。

被告人が、最初はわいせつな行為をやろうとしてたんですけど、それと違う方向に行ってしまうと、近くでそういうことがあるのが怖いと思いました。

司会者

今、御出席の皆様に通訳をいただきましたが、中でもいろいろな証拠調べ等に関する課題というのが垣間見えたようです。少し具体的に話を進めますが、本日御参加の皆様の担当された事件というのを、証人尋問に焦点を当てて類型化してみますと、通訳を介しての証人尋問あるいは被告人質問であった事件、それから、精神科医、DNA型鑑定あるいは爆発物ということで専門家の証人尋問が行われた事件、それから多数の証人尋問が行われた事件、そして最後、量刑に焦点を当てて証人尋問が行われた事件、大きく言うところこういったように類型化できるのかなと思っていますので、それぞれの証人尋問に即して若干お伺いをしてみたいと思います。まず、通訳の事件の関係で申し上げますと、1番さんと3番さんが御担当された事件ということになるんですけども、通訳人を介しての証人尋問あるいは被告人質問というのは、実際にお聞きになられて分かりやすかったかどうか、そのあたりは率直な御感想はいかがでしょう。

1番

被告人が外国籍ということで通訳が当然いたわけですけども、被告人が何を言ってるのかというのが本当に私達に伝わったのかなというのがちょっと疑問に残ります。私は、英語が得意ではなかったのが全部が全部ちょっと分からなかったのが、その辺の通訳がどのように訳されてるかという点で、ちょっともやもやとしたものがありました。

司会者

今のもやもやとした点については、例えば後で裁判所からの質問の機会に確認するとか、そういうことはされたんでしょうか。

1番

それはしませんでした。

司会者

結局それはちょっともやもやとしたまま行ってしまったということですか。

1 番

結果的に、こういうことなのかなということで自分で納得をしました。

司会者

3 番さんは先ほど、ちょっと初日の審理が中だるみということで、通訳を介した証拠調べの在り方について課題があるんじゃないかという御趣旨の発言をされていたと思いますが、もう少し具体的に問題意識を述べていただいでよろしいでしょうか。

3 番

先ほども申しましたけども、裁判がちょっと中だるみしたときに、裁判長から、通訳の方に関して、なぜ通訳に時間がかかるのかというような問合せの場面がありました。そのときに通訳の方がおっしゃったのが、検察官のほうから事前にいただいている資料が、当日の質問と内容が若干変わっているので、どうしても自分で考えていたところと当日の質問の内容が、大幅でもないとは思いますが、かなり変わったということで、聞きながら手元で自分で通訳をして、それを日本語で我々に分かりやすくと言ったら変ですけど、質問していたと思うんで、どうしてもその、何というんですかね、事前の、外国の方とやるときの事前のお互いの打合せと言ったら変かもしれないですけど、質問事項がずれると時間がかかるようなことを言われてましたので、その辺を少し改善できたらよろしいんじゃないのかなと思います。

司会者

ある意味、通訳の方がちょっと苦勞されてたような事件であったということでしょうか。

1 番

そうです。

司会者

通訳を介する尋問の場合は、一般的には質問をできるだけ短くして通訳がしやすいようにするという心を心がけるようにということなどが言われているんですけども、検察官あるいは弁護人の質問を聞いておられて、例えばちょっと長過ぎるんじゃないかとか、あるいは通訳の方がそれで苦勞してる面もあるんじゃないかとか、何かそういう面でお感じになったことはありますか。あるいは、スムーズにいったということであれば、それで。

1 番

そこは特には感じなかったですね。

司会者

特に何か質問が長過ぎて、聞いているほうも、それを日本語で聞いている自分達もよく分からないなというか、そういうことはなかったですか。

1 番

ただ、被告人が何を言いたいのか何を言ってるのかというのが、もっと直に分かれば、伝わればもっとよかったのではないかということですね。

司会者

やっぱり通訳を介することのもどかしさというのか、そういうのを感じられたということでしょうか。

1 番

そうすると、やはり通訳をする方の感覚で捉えるものというのが多少はあると思いますね。

司会者

そういう部分はやはり直接理解できる言語で聞くのが一番いいと、ニューア

ンスがより分かるという、そういうことですかね。

1 番

はい。それは感じました。

司会者

ただ、先ほどのお話ですと、最終的には御自身では納得されたということ
でよろしかったでしょうか。

1 番

はい。

司会者

では、3 番さん、今の関係で、質問が長過ぎたりはしなかったかとか、そ
ういう点はいかがでしょうか。

3 番

当然、検察官のほうから、供述内容とかやったことに対しての質問とか、
少し長かったような感じがします。どうしてもそれを聞いた後に通訳の方、
それから被告人の反対尋問となりますので、先ほど司会者の方も言われたよ
うに、質問の内容もちょっと長かったのかなとも思います。

司会者

全体としては、証人尋問の内容というのは理解はできたということによろ
しいんでしょうか。

3 番

そうです。全体的な流れは理解は当然できたんですけども、どうしても中
だるみという部分が少し気になったかなということがあります。

司会者

次に専門家の方が証人として出てきた事件についてお伺いしたいと思うん
ですが、2 番さんが御担当になった事件では、DNA型鑑定を担当した鑑定
人の方が証言をされたと聞いております。先ほどのお話ですと、ちょっと専

門的になり過ぎていて、映像というのはパワーポイントで何か示されたというものなんでしょうか。証拠がモニターに映った画面でしたか。

2 番

証拠という形じゃなくて、DNAはどうやって調べていくかというようなことだったと思うんです。被告人に対してのものじゃなくて、一般的にこういう検査方法だよということだったと思うんですね。化学とかそういうのは苦手なもので、よく分からなかったですね。それで結構説明が長く感じました。

司会者

どれぐらいの時間そういった一般的な説明が続いたという御記憶でしょうか。

2 番

何分とまではいかなかったんですけど、一般の傍聴人の方がいっぱいいたんですけど、皆さん本当に分かってるのかなと思うような雰囲気がありました。私達裁判員のほうも、何か分かりづらかったねという話が出てきました。

司会者

今のお話ですと、DNA型鑑定の基本的な知識については、最初にその証人の方が説明されて、その後、その事件に関するDNA型の鑑定結果についての説明をされたという流れになったということでしょうか。

2 番

ちょっとそこまで把握できてないんですけども。

司会者

全体としてはちょっと理解が難しかったかなという部分が残ったということになりましょうか。

2 番

ええ。

司会者

そこは裁判官に何か説明してもらったという部分があるのでしょうか。

2 番

はい。戻ってきてから、いろんなこういうやり方があるんだけど、一般的にはこういうやり方をしてと。何か何種類かあるんですよね。DNAを調べるの。それは説明を受けました。

司会者

先ほど5番さんが一日化学の勉強をされたということだったんですが、いかがでしょう。そういったいわゆる専門家、化学の専門に関する証言をお聞きになったようですが、分かりやすかったかどうかという点ではいかがでしょう。

5 番

かなり難しかったです。使った薬品等がいろいろありまして、私が担当したのは爆弾の幫助ということだったんですが、薬品の中にはそれ以外の薬品、物質等を作るための薬品等もありその説明もたくさんありました。もう少し、本件に関するものだけ詳しくやっていただければなど。それ以外の薬品で起訴されているわけではなかったと私は思っていました。その分長く感じました。

司会者

御担当になった事案を超えて一般的な説明の部分がかかなり多かったということなんですか。

5 番

一般的というか、物質名を今ここではお話しできないと思うんですけども、爆発物以外の化学兵器等を製造したということで、かなりの数の兵器を作っていたために、その化学兵器の内容まで説明していただいたというように思います。なぜだったんだろうと考えると、被告人の化学知識をどの程度

判断できるかというために、その爆弾以外の化学にも携わったのではないかというところを審理したんだとは今は理解できますけれども、当時はなぜ違う物質を説明しているのだらうという考えを持ってました。

司会者

そうすると、証言を聞いている時点では、どうしてこういうことの証言を求めているかという意図が理解できなかったということでしょうか。

5 番

そうですね。化学の中では意図が理解できませんでした。

司会者

4 番さん、今の化学に関する証人尋問についてはいかがでしょうか。

4 番

正直、この化学に関する証人尋問に関しては、理解はできませんでした。半日かけてその説明をしていたんですけども、結局この説明は必要だったのかどうかというのが僕自身理解ができなくてですね、正直、あれを証拠に挙げる意味があったのかなという疑問がいまだに残っているところです。

司会者

その証人尋問の必要性自体がどうも腑に落ちなかったということなんですか。

4 番

はい。

司会者

検察官の冒頭陳述というのがあったと思うんですけども、こういった事実を立証するためにこういった証人を呼ぶんです、聞くんですという話があった中で、今おっしゃられた証人についてはこういう事実の立証のために必要なんですという説明があったような記憶はございますか。

4 番

ちょっと覚えてないです。

司会者

それでは次に、6番さんが御担当された事件では、専門家という意味では精神科医の方の証人尋問があったと思うんですが、先ほどのお話ですと、分かりやすかった、よく分かったというお話がございましたね。

6番

はい。モニターで、精神科医の先生からよく分かりやすいような説明をしていただいたんで。精神的な病気についての説明が出てたんですけども、いわゆる殺意があったのか殺意がなかったのかというようなことを、被告人のほうで殺意はないというような主張をしていたんですが、精神科医の精神的な病気に対する説明は非常によく分かったと思います。

司会者

この精神科医の方の証人尋問では、最初に精神科医の方が講義のようにしゃべる、プレゼンとっていますが、されたのか、それとも最初から検察官・弁護人が一問一答で聞いていったのか、このあたりの方式はいかがだったでしょうか。

6番

そうですね。それも裁判員の人も質問もしてましたし、裁判長も質問をして、精神科医の先生に質問をしましたし、そういった意味では、よく対応されたんじゃないかと思います。

司会者

何か一番分かりやすかったポイント。6番さんにとってですね、自分が分かりやすく感じた一番のポイントというのは何か。

6番

やはりモニターにちゃんと説明を図柄で描いて行って、どういうわけでそうなったかというのも、非常に素人でも分かるように説明していただきました。

た。

司会者

その図柄というのは、証人になった精神科医の方がお作りになった説明用の資料ということなんですか。

6 番

そうですね、はい。

司会者

それはそのときに証人尋問を聞く際に裁判員のお手元にも配られたのでしょうか。

6 番

もらったかもしれません。もらったかしもかもしれませんね。よく分かったということは、いただいたのかもしれませんがね。

司会者

それでは次に、今度は量刑事情に関する審理であったということで、検察側・弁護側1名ずつ証人が出てきたわけですけれども、この事件の量刑を決める上でこの証人がどうして必要なのかと、そういったあたりは証人尋問を聞く際に理解はできておられたでしょうか。いかがでしょうか。

7 番

被告人がほとんど、1日目、2日目、3日目、もう黙秘ばかりで、こっちもどう理解していいのかわからないんで、一応書類とか画面とかモニターとか見せてもらって、みんなと話し合っ、それでとりあえず一応納得するような感じでした。最後のほうには何か一言だけ謝るようなことを被告人は言っていました。

司会者

ずっと黙秘していたけど、そこはしゃべったわけですね。

7 番

一番最後の日だけ。

司会者

ちなみに、この弁護側証人というのは被告人の親族の方ということだったんでしょうか。

7 番

お母さんです。

司会者

そういたしますと、弁護側の証人ですから弁護人のほから質問が先に始まったと思うんですけれども、弁護人の質問を聞いていて、どうしてこういうことを聞くんだろうかという意図ですね、質問の趣旨というか意図、そういうのはよくお分かりになったでしょうか。

7 番

ちょっとだけ分からなかった。

司会者

ちょっと分からなかったところがあるということでしょうか。

7 番

はい。

司会者

それでは次に、多数の証人を調べた事例ということで、4番さん、5番さんに御登場いただくんですが、10人以上の証人を調べたとお聞きしています。その後、被告人質問もあったと思いますので、かなりの数の尋問あるいは質問で話を聞いたということになったと思うんですけれども。まずは10人以上の証人がいるということなんですが、証人尋問の順番ですね。証人が登場してきた順番というのは、これは分かりやすかったのかどうかと。御記憶の範囲で結構なんですが、いかがでしょうか。

5 番

順番に関しましては、非常に、こういう順番でいいんじゃないかなとは私自身思ってます。その間に入りました化学の専門に関する証言と、あと警察官の方もいらっしゃったんですが、被告人に関わった証人をずっと並べていただいて、その後に化学の専門に関する証言がその間に入ってしまったので、話の内容が少し飛んでしまったかなという記憶はあります。あえてその順番に関しては問題はなかったとは思っております。

司会者

同じ観点から4番さんはいかがでしょう。

4番

思い返してみると、被告人との関わりが深い順番に証人として呼ばれているように思いますので、やはりこの順番としては妥当かなとは思っています。

司会者

証人尋問の順番について、先ほども出ました冒頭陳述で聞いて、それでこういう順番になるんだなというのが分かったとか、腑に落ちたとか、そういうことは何かありましたでしょうか。

5番

担当した事件がかなり特殊な事件で、自分自身の記憶に残る事件だったものですから、誰が来るとか、証人の方の名前までちょっと知っていましたので、特に疑問というのはありませんでした。

司会者

冒頭陳述を聞いて大体、証人が出てくる順番というか、こういう立証の順番でいくんだなということがあらかじめ予告編という意味で理解ができていたかどうかはいかがでしょう。

5番

理解は、そういった知識があったものですから、できました。

司会者

事前の知識というか、そういうのがないとちょっと厳しかったかなという面はあるんでしょうか。

5 番

そのときに全くさらでどういう人が来るのかということ考えた場合には、ちょっと分かりにくかったかなというのは思いますね。

司会者

それから、4番さん、5番さんの担当された事件ですと、証人尋問を聞いてから評議の間までに多少時間がたっているということがあると思うんですね。そうしますと、証人尋問を聞いた内容の記憶を保持したり、あるいは整理することができたのかということが問題になるように思うんですが、先ほど4番さんのほうでは手元のメモを参考にいろいろ記入していったと、それを評議のときにも使われたということなんですが、手持ちのメモというのは、これは冒頭陳述のことなのか、あるいは証拠一覧表みたいなものなのか、これはどういったものだったのでしょうか。

4 番

あらかじめ検察官、弁護人が質問する内容をですね、裁判員の手元に全て置いていただきましたので、そこに質問した内容、答えとかを書くようになっておりましたので、それを評議に使うことになりました。

司会者

そうすると、裁判員の皆様のお手元に質問事項を記入したメモがあらかじめ配られていたということでしょうか。

4 番

そうです。

司会者

これは全ての証人尋問の証人についてそういうメモがそのたびに配られた

ということですか。

4 番

そうです。

司会者

やはりそういうものがないと記憶を保持したり，それに基づいて評議で意見を言うというのがなかなか厳しかったかなという印象でしょうか。

4 番

はい。この事件に関してはそうです。

司会者

4 番さん，5 番さんばかりになって恐縮なんですが，どうも日程表を見ておきますと，午前10時から午後5時近くまで審理が続くという日程が週3日ないし4日入っていると思うんですが，これは精神面を含めて負担というか，このあたりは率直にどうお感じになりましたでしょうか。疲れ具合とか，肉体的な負担，精神的な負担といった点からはいかがでしょうか。

5 番

週3日ということもあったんですが，期間的に2か月にも及ぶ長期の事件でした。その間，会社を休まなくてはならない等ありまして，かなり自分自身も相当負担はあったんですが，会社にも相当迷惑はかけたんじゃないかなと思っています。

司会者

証人尋問を聞く負担というか，そのあたりはいかがでしょうかね。

5 番

証人尋問に関しましては，今回は特殊だったのかも分からないんですが，精神的なものが非常に多くて，何を考えているんだろうとか，どうしてそういうことを言っているんだろうということを常に悩んでいまして，かなり疲れたなというのが感想です。

司会者

証人の証言しようとしていることを理解しようとするのに疲れたということでしょうか。

5 番

はい。

司会者

4 番さんはいかがですか。

4 番

確かにこの2か月間という長い期間やっていると、最初のうちはやはり慣れてないことをやっていたので、かなり精神的にというか、ちょっと疲れがありました。途中、1か月経つ頃には、慣れというのも出てきたので、少し気を抜くと言うのも変ですけれども、ちょっと楽にはなってきました。

司会者

かなりぎりぎりだったとか、精神的な負担とか、そのあたりはいかがですか。

4 番

ぎりぎりというわけではないんですけど、普段とは違うことをやっていますので、その辺の部分に関してちょっと負担が大きかったのかなと思っています。

司会者

それでは次に、また戻らせていただきまして、1番さん、3番さんは薬物の輸入の事件だったわけですが、1番さんの事件ですと税関職員2人ほど証人尋問しているようなんですけれども、この税関職員の証人尋問というのが分かりやすかったかどうか、あるいは逆にどうしてこういう証人が出てくるんだろうか。しかも2人聞いていますので、そのあたり何か腑に落ち

ない点があったのかどうか。いや、逆に2人必要だったなということだったのかどうか。そのあたりの御記憶はいかがでしょう。

1 番

2人の税関職員の証人ということなんですが、そのときはありのままを、こうしてこうなったということそのまま述べていただいたという、そういう感覚というだけでしかなかったんです。ただ、評議をしてるときに、2人の言っていることが一部違うんじゃないかということも出たりしました。

司会者

証人2人が言ってることが違うということでしょうか。

1 番

ちょっと、かすかなずれというんでしょうか。そこら辺はありました。ただ、全体的に言ってることも理解できましたし、分かりやすかったとは思いますが。

司会者

この事件で評議で意見を述べるに当たって、前提として税関職員の方の話を聞いたのはよかったという印象でしょうか。

1 番

正直言って参考になりましたという感じです。

司会者

実際ベースになる、例えば税関検査の流れとかそういうのも証言に出てきたんでしょうか。

1 番

確かに税関の証人が大事なことは大事なんですけれども、覚せい剤を知ってて運んだか運ばないかという、そこが争点だったので、どうだったのかわかって、今思えばちょっと思いますね。

司会者

3番さんのほうでは麻薬取締官の方、この方は多分被告人方に捜索に行った方だったようですけれども、この証人尋問というのはお聞きになっていて分かりやすかったのか、そして評議で意見を述べるに当たって役に立ったのかという観点からはいかがでしょうか。

3番

どうしても検察側からの証人の方なので、また、麻薬捜査官ということなので、非常に決めつけた印象があって、とりあえず踏み込んで麻薬が出たんだからというような証人の証言だったもので、何となくそちらの印象が強くて、逆に言うとそれを自分の頭の中で評議のときには消さなきゃならないのかなという部分が多少ありました。

司会者

もう少し慎重に見たほうがいいなという、そういうことを意識されたということでしょうか。

3番

そうですね。どちらかというところ、どうしても麻薬だということを知って、税関のほうで、どちらかというところ、おとり捜査でもないですけども、そういうような部分で送りつけて、そこに麻薬捜査官が踏み込んだというような事例だったので、それに関しての証人という形だったので、決めつけでもないですけども、そういうような印象がちょっと強かったかなと思います。

司会者

今、おとり捜査というお話が出ましたが、クリーン・コントロールド・デリバリーという言葉が出たと思います。そういった事件だったんですね。

3番

そうですね。

司会者

それでは、2番さん、先ほどDNA型鑑定の話をお伺いしたんですけども、

他方で被害者の方の証人尋問も行われたと思うんですね。それぞれ1時間ずつの尋問が予定されていて、それほど道行きがある事件でもないことからすると、例えば検察官の尋問が1時間というのは長くはなかったのかとか、先ほど人間関係や環境が理解しにくかったというお話がありましたけれども、そういった事情のある方だったので、やっぱり1時間ぐらいは必要だったということなのか、そのあたりはどんな印象でしょうか。

2番

最初、自分が裁判員として選ばれたときに、正直言って私は殺人とか暴行事件とかそういうのじゃなくてよかったな、これだったら参加してもそんな苦にならないと思ったんですけど、何か意外と軽く考えちゃってたのかなと思って。その内容的なことは、金額も少ないんですけども、要するに、それぞれの立場の心理状態がすごく分かりにくかったです。

司会者

そうすると、例えばこの事件ですと、被告人と被害者というのが出てくるわけですが、それぞれがどういった気持ち、心理状態でこういうことをやってるのかとか、それをなかなか理解するのが難しかったということですか。

2番

ええ、難しかったです。

司会者

やはりそれを理解しようとして証人尋問に集中するとなると、かなりお疲れになるということになりますか。

2番

はい、疲れました。

司会者

何か後で振り返って、こういった質問をしてくれればもっと分かったかもしれないとか、先ほど来出ておりますが、ほかの方からも出てますが、人の

気持ち、主観ですね。それを見なきゃいけないと。そういうときに、こういった工夫をしてくれればもっと分かりやすかったんじゃないかなというように何か後々思ったりすることはいかがでしょうか。

2 番

裁判員達の間で、意外と私達ってテレビからそういう、検察官とか弁護人のドラマを見て認識をしたもので、何であそこで指紋の検査をしないのかなとか、そういうのがすごく話に出たんです。指紋が出てなくてもやってるかもしれないというのは、どういう方法があるんだろうとかって、そこはすごく皆さんと一緒に考えましたね。何か分かりにくかったですね。

司会者

何か一般論で指紋についてはこういう捜査がありますとか、何かそういう説明というのは裁判官のほうからあったりしたんでしょうか。

2 番

ええ、ありました。考え方としてはこうじゃないのかなということで、だからあえて検察官も指紋をとらなかったんじゃないのかなと。

司会者

そういう説明を受けないで法廷での証拠調べを見てしまうと、どうしてこういう証拠が出てこないんだろうかということが腑に落ちない場合があるということなんですね。

2 番

そうです。

司会者

それから、この事件では、例えば被害者の方の証人尋問をするときに何か写真を示したりとか図面を示したりとか、そういった場面はありましたか。

2 番

こちらの手元の資料で、図面を配ってたんですね。それを見て位置関係と

かは確認しました。多分モニターにも出たと思うんですけど。

司会者

今のお手元にあった図面というのは、例えば冒頭陳述の中に、これは検察官の主張なんですけれども、証拠ではないんですが、そこに何か略図みたいなものが描いてあるとか、そういうわけではないんですか。

2番

そういうものだったと思うんですけど。要するに車がここにとまってて、この辺でけんかして、この辺で犯人が逃げていったという、そういう感じの図面ですね。

司会者

それから、6番さんのほうに移らせていただきます。精神科医の関係では、専門用語が出てきたのではないかなとも予想するんですが、そういった専門用語については、例えばそれが登場するたびにすぐこういう意味ですという説明があったのか。それとも、あるいはそもそも専門用語は極力使わないように分かりやすい言葉での証言だったのか。そのあたりはいかがでしょうか。

6番

そうですね。分かりやすい表現だったと記憶してます。ただ、そのような質問では、分かりづらかったとかそういったことが全然感じなかったのも、ほかの裁判員の方もよく分かったというような印象が強かったと思います。

司会者

特に専門用語で理解に苦労したという、そういう御記憶は余りないということですか。

6番

ないですね。

司会者

ほかの皆様はいかがでしょうか。専門用語が出てしまって、その場ですぐ

理解できなかった，後になってから別の質問でやっと理解できたとか，あるいは逆に極力かみ砕いた説明をしてくれたので分かりやすかったとか，先ほど1番さんは裁判官から難しい用語については説明があったとおっしゃっておられたと思うんですけど，これは審理が始まる前とか審理の合間ということなんでしょうか。

1番

その都度分からない言葉は説明をしてくださいました。それから，唯一分からない，分からないというか，ちょっと理解に苦しんだ点というのがありまして，それは外国人の名前です。それが自分の頭の中で整理するのにちょっとだけ時間がかかりました。

司会者

結局，関係する多くの外国人の方の名前が登場したということでしたでしょうか。

1番

はい，そうです。

司会者

その整理がなかなか難しかったと。

1番

そうですね。やはり慣れ親しんでる名前ではないので，その辺を自分の頭の中で理解するのにちょっと時間がかかったと思います。

司会者

例えば証人尋問で外国人の名前が出てきても，あれっ，誰のことだったっけとか，そういうようなこともあったということなんですか。

1番

証人に出てる外国人の名前は出なかったんですが，こういった資料のところで，この人誰だっけ，誰だっけというような感じで，やはり外国にいる方

の名前もあったので。

司会者

ほかにかがででしょうか。何か専門用語のようなもの、あるいは法律家が当然のように言葉を使っているけれども、裁判員の皆さんにとってはちょっと理解が、私達にとっては理解がすぐにはできませんでしたよとか、こういうことが何か審理に参加されている中でありましたら、是非教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。例えば裁判官と検察官、あるいは裁判官と弁護人が当然のようにしゃべってるけれど、私達は一体何を言ってるのか分からないとか、言葉自体がそもそも分からないとか、何かそういう場面はなかったでしょうか。6番さん、よろしいでしょうか。

6番

不安は非常にあったんですけれども、私は、裁判官の方、検察官・弁護人の方々を通じて分かりづらかったというのはありませんでした。

司会者

それから、先ほど来、個々の皆様にお伺いする際にも少し織り込んでいたんですが、例えばどうしてこの証人をこの事件で聞くのかということがよく分からない、あるいはそこまで行かなくても、その証人に検察官なり弁護人が質問を発するわけですけれども、どうしてこういう質問をしてるのが分からないと、何かそういった場面に遭遇したという御記憶のある方がいらっしゃったら御紹介いただきたいんですが、いかがでございましょうか。

2番

さっきも言いましたように、DNAに対しての検査報告とか、DNAというのはこうやってこうやって調べていくんだよということは、その場では必要なかったんじゃないかなと思いますね。警察官の方とか科学捜査の方が来ていただいたけども、果たしてそこまで必要だったのかなとちょっと疑問に思いましたけど。

司会者

結局その部分は、御自身が例えば評議で意見を述べるに当たっては、後で振り返ってみて余り必要なかったなという、そういう御感想でしょうか。

2番

はい。

司会者

先ほど5番さんも、ちょっとこの事件で問題となった化学物質以外の御説明があったようなお話があって、そのときはちょっと腑に落ちなかったんだけどということなんです、それは後で評議の場になって、それはそういう証言はやっぱり必要だったんだなということはお分かりになったということなんですか。

5番

そうですね。そのときに質問してるのは自分自身よく分からなかったんですが、評議に戻りまして他の方の話とか裁判官からの話等を聞きながら、このために聞いていたんだとか、こういった意図だったんだということは少しは理解したとは思っています。

司会者

先ほど7番さんから当初御発言いただいたときに、検察官・弁護人にもっと分かりやすく説明してほしかったという御感想があったと思うんですけども、これは証人尋問の場面のことなのか、それとも冒頭陳述とか論告・弁論といった場面のことなのか。どういった場面のことを念頭に置いておっしゃられたのかということなんです。

7番

事件の内容を1個ずつ言うんじゃないくて、もっと確実にまとめて言ってほしかったなって。

司会者

それは例えば今申しました冒頭陳述とか論告・弁論とかそういった場面と
いうことでよろしいんですかね。

7 番

はい。

司会者

証人尋問の場面では何かございますか。もうちょっとここを分かりやすく
やっていただけたらよかったのになと思うようなことは。

7 番

証人尋問のほうでは、タクシーの運転手が犯人を乗せてて、そのカメラの
DVDを見たんですけど、それで、後でタクシーの運転手に話を聞いたんで
すけど、余りよく覚えてないみたいなの。

司会者

例えば証人尋問の前に証拠書類の取調べというのがあったかと思うんです
ね。これは写真とか図面など、あるいは事件によってはDVDの映像とか、
そういうものもあったかもしれません。何か証人尋問を聞くに当たって、そ
ういった証拠書類とか、そういったものの取調べを先にしていたので、証人
尋問の内容が理解しやすかったとか、何かそういった面はなかったかどうか。
逆に、この証拠書類を調べたけれど、最後まで必要性が分からなかったと。
証人尋問でも使うわけでもないし、何でこれを調べたんだろうかというよう
に逆に疑問であったとか。何かそういった面での、調べた証拠書類、これは
図面や写真を含みますけれども、そういったものと証人尋問とがうまくリン
クしていたかどうか、こういった観点から何か印象、感想がございましたら
御指摘いただきたいんですが、どうでしょうか。5番さん、お願いします。

5 番

1つだけ思っているのが、証拠物件の中に被告人が書いたか書かなかった
か分からないノートというのが出てきまして、その筆跡鑑定というものが、

誰が書いたんだろうという話が大きな話題になったことがありました。結論から言いますと分からなかったというのが結論で、そのときに筆跡鑑定というのは行うんですかということを一度聞いたことがあるんですが、筆跡鑑定というのはさほど正確ではないんですよということのお話を受けた記憶があります。ですので、なぜそこに誰もがはっきりしない証拠が出てきたのかなということとは少し疑問に思ったことはありました。

司会者

ちょっとそれが、どうしてそういう証拠が出たのか分からなかったと。

5 番

そうですね。はっきりしなかったものですから、最後まで。多分書いたんだろうとは思いますが、それが確定できないというところが結論だったものですから、そこはなんとなく納得できなかったなと思います。

司会者

これは検察官のほうからの証拠の中にあつたということでしょうか。

5 番

そうですね。

司会者

それでは、これまで一通り皆様が御担当された事件の、いわば証人尋問の特徴に即しながら少し御感想をお聞きしたところでございます。この意見交換会には、証人尋問をする立場、検察官・弁護士の方も御参加いただいておりますので、ここで裁判員の皆様に直接御質問があればしていただきたいと思いますが。まず、松井検察官、いかがでしょうか。

松井検察官

大変参考になる厳しい御意見が出たわけなんです。今日は2番さんの事件に携わった検察官と、あと4番さん、5番さんの事件に携わっております特別公判部のほうからも検察官が来てますので、こちらのほうからちょっと

コメントをさせようかと思っております。

野村検察官

本日は貴重な御意見を寄せていただきまして、誠にありがとうございます。私は4番さんと5番さんが担当された事件を担当した検察官です。本日のお話を聞きしていて、ちょっと後でまた確認したい点があるんですけど、やはり専門家証人についていろいろと話が出てましたが、結論として非常に難しかったという御意見です。その理由として、2番さん、4番さん、5番さんが言っていた中で、やはり何のために証人を呼んできているのか、そのところが見えない状態のままスタートしてそれが続いていっていると。そういうようにも聞き取れたんですが、その点はそういう理解でよいのか。あと、やはりお聞きしていて情報量が多過ぎるのかなという点で、その部分ではこちらはやはり本当に必要な情報が何かということを経た上で立証しなければならないと感じたところです。今、私の意見になってしまいましたが、改めてその部分ですね。なぜこの証人を呼ぶのかというところについて、例えばどういう説明があれば腑に落ちるのかとか、そういったところで何か参考になるような意見があれば教えていただけたらと思います。

司会者

それでは、まずは2番さん、4番さん、5番さんに伺いますが、他の方にもまたこれと同じ問題意識から伺いたいと思いますが、2つございました。何のためにこの証人を呼んでるのかということはお分かりになったかということ。それから情報量が多過ぎるということはなかったかどうか。5番さん、よろしいですか。

5番

なぜその証人が呼ばれたかというのは、ある程度は理解していました。扱っていたものが爆弾という事件だったものですから、爆弾というものはどういうものだ、どういうふうにつくられるものだというのには理解したんですが、

それ以外の情報量からいいますと、かなり膨大になりまして、この期間だけでも、本にしますと膨大な量の資料等を読んだ記憶があります。かなり疲れたなど。普段本を読まないものですから、特にそう思ったのかもしれませんが、量的には非常に多かったとっております。

司会者

今、本を読まれたというのは、御自身で勉強されたという意味ですか。

5 番

じゃなくて、いただいた資料ですね。

司会者

4 番さん、よろしいですか。

4 番

なぜこの証人を呼んだかという事前の説明をやはりもっと、こういったことだからこの人を呼びましたと説明をしていただければ、やはり素人としても、もっと分かりやすく理解できたのかなと思います。証拠の量に関してなんですけども、私達がやった内容は、証人の数も多数いますので、これぐらいの量になってしまうのかなという部分もありましたが、やはりみんなの記憶が頼りな部分がありましたので、そこに関してはちょっと難しい部分ではありました。

司会者

2 番さん、よろしいでしょうか。

2 番

何でこの方を呼ばれたかというのは、DNAに関しては説明をとというのは分かるんですけど、でも、私としてはそこまで説明を受けなくてもよかったかなと、申し訳ないんですけど、思います。あと、証拠が少なかつたんですよ、事件に関して。反対に、例えば朝方の事件だったので、まだ冬だったので暗いはずなんですよ。街灯もないとか、そういうのは文で書いてありまし

たけど、もしできるんだったらそういう証拠写真でも載せてほしい。反対に。何か図面だけだと分かりにくくて、そのときの、例えば車の暗さの様子とか、そういうものがあれば、まだ私達も何か考える一つになったのかなというのは思いますが、そういうものもなかったですし、それぞれ被告人とか被害者の方の関係者もいらっしやらなかったんです。ただ、検察の方のほうのあれが多かったんで、何か事件と関係なくなるのかもしれないけど、例えば被告人の会社での様子とか、そういうことを少しでも聞ければ、またその人のある程度理解できるかなと思うところもありましたし。被害者の方に対してでもそうですね。何か2人でやったやらないという、何かそんな感じをずっと聞いて私達も議論しなきゃならなかったんで、ちょっと見つかったかなと思ってますね。

司会者

被告人や被害者だけではなくて、周辺にいる方のお話が聞けたりすれば、被告人や被害者の人物像というか、そういう理解も深まって、もっと事案の理解が進んだんじゃないかと。あとは、暗さとかそのときの現場の状況を客観的な状況をできるだけ再現したような証拠があるともっとよかったんじゃないかということでしょうか。

2 番

はい。

司会者

先ほどのDNAについてなんですが、これという証拠がDNAしかなかったというふうにおっしゃっておられたので、その証拠自体は必要だったけれども、ちょっと説明の情報量が多過ぎたと、そういう御趣旨でございますね。

2 番

そうです。

司会者

今お三方にお聞きしましたが、ほかの皆様でもどうでしょうか。ちょっと情報量が多過ぎたんじゃないのかとか、あるいは証人尋問を聞く時点で、どうしてこの証人尋問がこの事件で必要なのかというのが腑に落ちなかったとか、そういった点は特になかったでしょうか。例えば6番さんの事件ですと、精神科医のほかに救命医の方も2人ぐらい聞いておられたと思うんですけど、それぞれこういう事実の立証の関係でそのお医者さんを聞くんだと、精神科医とは別にお医者さんを聞くんだと、そういうのは証拠調べに臨んでいるときにはもう理解をされた上で証人尋問をお聞きになったということによろしいでしょうか。

6番

運ばれた病院の執刀医からの説明もありましたし、非常に分かりやすい、包丁でできる刺し傷、文化包丁とパン切り包丁2つを持って、被告人はパン切り包丁でやってるので殺意はないということを書いてたんです。やはり執刀医が証人で来ておられて、分かりやすかったというのが印象です。

司会者

これは殺意があったかどうかと、そういう問題点との関係で聞かれた証人ということによろしいんでしょうかね。

6番

そうですね。結局そのときの質問に対して、傷口の危険性について医師からの説明がありました。

司会者

これは最終的には殺人未遂の犯行のほうは文化包丁を使ったという認定になってるんですよね。

6番

はい、そうです。

司会者

それから、7番さんの事件では、先ほど弁護側証人のお話をお伺いしたんですが、検察側の証人も1人調べているようなんですが、これはどういった立場の証人だったのか御記憶ございますか。

7番

いや、ちょっと覚えてないです。

司会者

それから、先ほどの3番さんのほうで麻薬取締官の証言についてのお話を伺ったんですが、情報量的には、ちょっと通訳を介していたということは難しい問題もあったのかもしれませんが、そこで出てくる証言する事項の情報量、これが多過ぎたとか少な過ぎたとか、そういった観点ではいかがでしょうか。

3番

情報量としてはですね、若干少なかったかなという。なかなかその、何というんですかね、そのことを被告人が知ってて日本に来たのかどうかという争点の部分もありましたので、比較的いろんな説明の中での情報量が若干少なかったのかなという部分はありますね。あと、先ほどの1番さんのお話を聞いていて私も思ったんですけども、どうしても外国の方のお名前がたくさん出てきて、その度に被告人との関係をどうだったっけなあと一々資料を見たりとかというのも、どうしても自分が頭悪いもんで、1回2回仲間の名前とか共謀者の名前とか聞いてもなかなか覚えられないのがありますので、なかなか難しいのかもしれないですけども、仲間とか共謀者とか奥さんだとかいろんな方をもう少し分かりやすく、例えば名称AとかBとかというような形で進められないのかなというのもちょっと思いました。

司会者

今までのお話を伺ってますと、どうしてこういう証拠を調べるのかが腑に落ちない、あるいは情報量が多過ぎるというような問題意識、先ほど検察官

から御質問があった観点からの御感想のほかに、先ほどからお聞きしていると、どうしてこういう証拠が出ないのだろうかとか、そういった観点からも実は裁判員からすると、法律家としてはある意味分かってるのかもしれないけれども、裁判員の立場からすると、どうしてこういった証拠が出ないのだろうかということについて、ちょっともやもやしていながら審理に臨んでいて、例えば裁判官の説明を聞いて分かったとか、そういったこともあるようでございますね。検察官の質問はよろしいですか。

松井検察官

はい、結構です。

司会者

では、弁護人のほうから。

山下弁護士

私からお伺いしたいのは2点ありまして、まずは質問の形式、質問の仕方に関する御質問でございます。具体的に言いますと、質問の仕方には大まかに言って2種類あると思います。つまり、1つは5W1H、いつ、どこで、誰が、どのように、何を、どうした、そういう形で聞く質問。例えば、あなたの名前は何ですかと聞くような仕方です。もう1つがクローズドクエスション、閉じた質問、イエスかノーかで答えられる質問でありまして、例えば、あなたの名前は山下瑞木さんですねというような質問です。大まかに言うとこの2種類の質問があるわけですが、皆さんが実際、審理を御経験されて、いずれの質問が心に残りやすかったか、あるいはその質問に対する回答が皆さんの心に残ったか。あるいは、質問の意図が皆さんに伝わりやすかったかどうかという観点で、少し御意見をお伺いしたいなと思います。もう1つの質問は、この後もう一回振っていただければ、そのときにさせていただこうかなと思います。

司会者

今の御質問の趣旨なんですけれども、おっしゃられた2種類というのが、常にどちらかで統一するというでなくて、聞く内容に応じてうまく使い分けるといことなんだろうと思うんですね。また、主尋問では許されないけど、反対尋問では許されるとか、そういったルール上の違いもありますので、どちらか一本で統一してという趣旨ではないということによろしいですか。

山下弁護士

もちろんその前提です。

司会者

質問の形式面なんですけれども、何か質問の仕方、これは検察官、弁護人問わないということによろしいかと思えますけれど、何かこういった質問の仕方をしてくれたので分かりやすかったとか、逆にちょっとまどろっこしかったとか。例えば、もう明らかで、どうも証拠を見ても余り争いになっていない様子のところを逐一、一から聞いているなあとかですね。逆に、これは慎重に聞かなきゃいけないことを、こうなんですよねというような、ちょっと誘導するような聞き方をしてしまっているとか、若干きつい例を挙げましたけれども、いかがでしょうか。そんな何か質問の仕方を聞いていて、どうも裁判員の皆さんからすると、ちょっとこの聞き方はという。その質問の事項に応じてうまく質問の聞き方の使い分けができていたかどうかということですが、いかがでしょうか。証人をいっぱい聞いたという意味では、お二人に振ってて申し訳ないですけど、4番さん、5番さんは、ちょっと尋問なさった方が何人ぐらい登場されたのか分からないですけど、何か質問の仕方とかで気になることとか、あるいはこれはよかったとかですね。そのあたり何か御記憶ありますか。

5番

前もって質問内容の書類といたしますか、資料が私達に配られていました。

それに沿って質問等をしていただいていたので、質問の仕方に関しましては、私達にも話しかけられるような質問の仕方をしていただいているんだなという記憶はあります。

司会者

5番さんの事件ですと、検察官から質問を始める証人が多かったと思うんですけども、先ほど来出ております質問事項を書いた紙というのは、これは検察官が聞く質問を書いた紙だと思うんですね。

5番

弁護人のほうからも、最終弁論での質問の流れという。

司会者

それは検察官がまず証人尋問をした後で、今度は弁護人が、反対尋問というっておりますけれども、質問する場面があります。そのときに弁護人も、こういった反対尋問をしますという質問事項を書いた紙のようなものは配られたんでしょうか。それは恐らく余りないのかなと思うんですが。

5番

なかったでしょうか。余り記憶していませんが。最終弁論の弁論書というものですか。

司会者

今のお話ですと、主尋問、検察官が聞く尋問について尋問事項が書いてあったので、それに沿ってくれたのでよく分かったと。今度は弁護人のほうから、恐らくそういった紙はなかったと思うんですけども、そういう前提で聞く反対尋問というのがどんな印象だったかということなんですけれど。4番さん、御記憶ありますか。

4番

あったかもしれないんですよ。

野村検察官

今の経過を記憶喚起のため整理させていただきますと、検察側の主尋問は全てメモがあって、弁護人側が請求した証人についても弁護人側のメモを請求しております。あと、双方申請の部分もありましたが、その場合もメモは一応ありました。ただ、反対尋問のみの場合にはメモはないという、そういう形です。

司会者

お伺いしているのは、検察官のほうは主尋問ということで最初に聞く場面で、メモに基づいて質問事項に基づいて聞いたと。その後の弁護人の反対尋問は、そういった質問事項を聞かされずにやるわけなんですけど、それは何かお聞きになっていて分かりやすかったとか、そのあたりどんな印象かということなんですけど。

4番

その部分に関しては、専門的なことは言わずに、僕達裁判員にも分かりやすく説明というか、言い方もあるとは思いますが、そういった分かりやすい話し方をされたので、こちらも理解はしやすかったです。

司会者

2つ目の質問に移らせていただけていいですか。

山下弁護士

2つ目の質問ですけども、そもそもそういうケースがあったかどうか分からないので、そこからなんですけども、尋問の最中に、例えば検察官が尋問をしてるときに、相手方である弁護人から異議が出るがあったかと思えます。逆に、その逆もまたしかりです。弁護人が尋問中に検察官が異議を述べるがあったか。また、その異議によって尋問の流れがいったん止まることにはなると思うんですけども、それを異議を通じて皆さんがそれに対してどのような感想をお持ちになったかということがあれば教えていただきたいと思えます。

司会者

これは相手方が尋問しているときに、例えばルール違反があるということだと、異議ということ当事者が述べるという場面があるんですが、その場合は、これは裁判官3人が裁定するというので、その場でしかもすぐやらなければいけないので。ただ、そういった場面がありますと、今、山下弁護士がおっしゃったように、証人尋問の流れが止まるんですね。何かそういった場面に遭遇されて、あるいはそういった異議が結構出てしまって、それで流れで理解しようとするときにそれが切れてしまって理解しにくかったとか、そういった場面に遭遇された方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですかね。

5 番

異議という面では何回かあったと記憶しております。ただ、そのときに裁判長、裁判官の方が素早く判断し、話をさほど止めなかったのではなかったかなと思います。

山下弁護士

私からは結構です。どうもありがとうございました。

司会者

今の関係で、逆に尋問のときに突っ込んで聞き過ぎといいますか、どうしてここまで聞くんだらうとか、何かそういう意味でちょっと細か過ぎるんじゃないか、あるいはこの人にここまで聞かなくてもいいんじゃないんでしょうかと、そういう何か感想をお持ちになったということはあったか、なかったか。あるいは適切なところで、本当に聞くべきところだけを聞いておられたなという印象だったか、そのあたりはどんな感じでしょうか。何か印象に残っていることがあればお話しいただきたいんですけれど。割と先ほど来ちょっと情報が多いという筋の話も出ていたようなんですけれども。

6 番

私の場合はとてもスムーズにいったという印象です。

司会者

6番さんの事件は合計で7人の証人を調べていると思うんですけども、特に尋問時間が長過ぎて、必要で長くなるのはやむを得ないんですが、どうしてこんなに時間がかかるんだろうかとか、そんな印象を持った記憶は余りないということですか。

6番

そうですね。ありません。

安永裁判官

先ほど2番さんと3番さんのお話で、情報量が少ない、ちょっとこのあたりのことをもう少し聞けたらよかったのになと審理の中で感じる面があったというお話が出てたと思うんですけども、これに関連してなんですけど、例えば我々が日常生活してても感じることでですけども、情報として要らないものが多いから、本当に聞きたいもののほうには余り情報が薄くなってんじゃないかという印象を持つんですね。要するに、実際聞いている時間自体はしっかりとっているんだけど、本当に聞いてほしいところじゃなくて、何か違うところで聞いているんじゃないの、もっとそこじゃないところを聞いてほしいんだけどとか、もっと違うところについて証拠調べしてほしいんだけどというふうなこともないわけじゃないんだろうし、実際、御体験された審理の状況を踏まえて、今言った情報量が少なく感じたという一方で、実際に法廷で行われているものについて、情報の多寡ですね、多い少ないをどう感じられたかというのをちょっと御感想をお聞きしたいなと思ひまして。

司会者

それでは、2番さんから。

2番

情報が少なかったと思います。要するに、誰もいないところの2人の争い

事なので、それにちょっと、時間が経っていたと思うんです、そのものの事件に関しては。だから、被害者のほうはやられたから覚えてるでしょうけども、加害者のほうは何かお酒を飲んでたりとか、あと、ほかでも何かやられた方だったみたいで、だから逃げ方がうまいのか、本当にやってなかったのか分からないんですけど。それに関しての何か情報、さっき言ったようにその人の日常の生活の様子とか人柄が分かるような情報もあれば、よかったんじゃないかなと思うんですけど。でも、裁判長からは、そういうのは関係なく、もう1個事件があったとしても関係なく、この事件だけを審理してくださいと言われたんで、私達はそれだけを、だからその場にあった情報だけを頼りにいろいろ考えましたけど。でも、やっぱり私なんか余り分からないので、考えにくかったです。

司会者

先ほどのお話ですと、証人尋問の中で要らない情報もあったという反面、情報が足りない、証拠としては足りないものもあるというお話だったと思いますけれども、最終的には評議をされて、最低限必要なものは結果としては出てたということになるのか、やっぱりちょっとそこはまだもやもやなさってるという感じなのか。

2番

もやもやも残りしましたが、何か、どういうように私達が考えていいのかが分からなかったですね。

司会者

まさにこの証拠調べで出てくる情報というのをどのように咀嚼して考えていったらいいのかと、その道筋といいますか、そういうのが余り分からなかったと。聞きながらでも分からなかったということなんですかね。

2番

分からなかったことがありますね。

司会者

同じような観点で、3番さんは事件が3つあったと思うんですね。輸入して税関で発見されたのが2件、それから先ほど言った自宅でクリーン・コントロールド・デリバリーされたのが1件と。この証拠調べとして、やっぱり要らないものが結構あったなという印象、あるいは逆に必要なものが足りなかったということがあるのか、それとも要らないものが多いからそう見えちゃうのか、今振り返ってみるといかがでしょうか。

3番

逆に言いますと、決め手となるものというものが覚せい剤を自宅で本人が受け取ったということの事実ぐらいしか、どちらかというとなかったわけですね。一応、外国の方で外国の犯罪歴がもともとないですとか、一緒に仕事をした仲間が麻薬組織に属してたとか、日本で生活をどういうようにしてたとか、もろもろの情報量は本当に微量だったもんで。一つその日本に来れば高額なお金を得て、そういう受け子として立件できるかどうかという裁判だったもんで、もう少し具体的に、じゃあ日本で、ある程度、幾らもらってたよというような、生活費として幾らもらってたよということは、言葉では出ましたけども、例えば預金通帳とかそういうものがあつたのかとか含めて、ちょっと情報の部分では少なかったような、私のほうでは多かったということよりか、逆に情報量が少なくて、どういうふうに進めていくのかなという部分での事案だったような気がします。

司会者

今のお話だと、1つは例えば証言に出てくることの裏づけのような証拠とかそういうのが足りなかったということなんですかね。

3番

そうです。

司会者

このあたりはなかなか、そういった証拠が収集できるかどうかという問題も絡むのでなかなか難しい問題だとは思いますが。少し先のほうに進ませていただきます。先ほど、何のためにこの証人を聞くのかということが分かりにくいときもあったというような話も出てるんですが、証拠調べ、証人尋問の前に冒頭陳述という手続があります。これは検察官・弁護人が証拠によって立証しようとする枠組みといいますか、これから出てくる証拠で注目してほしいところを中心にポイントをまとめてお話しするという場面なんです。その冒頭陳述について、恐らくA4で1枚とか、あるいはA3で1枚のときもあるんでしょうが、そういったものを検察官・弁護人がそれぞれ配ってそれを説明されたと思うんですが、この冒頭の冒頭陳述というものが、その後、証人尋問を聞いたときの印象とリンクさせて振り返ってみて、分かりやすかったかどうか、あるいは逆に、もうちょっとこういう冒頭陳述をしてくれたらその後の証拠調べも分かりやすかったのになとか、そういった角度からの御意見を頂戴したいと思うんですけれど。

1 番

私は、この冒頭陳述にしてもとても分かりやすかったので、すんなりと裁判に入っていくことができました。

司会者

検察官の冒頭陳述がA3で1枚に割と文字が結構入ってるんですね。冒頭陳述を聞く時点では裁判員の皆様は起訴状の知識しかないということで、そういう状態でこれだけの分量を法廷で聞かされて、その場で理解ができるのかという点なんです。このあたりはいかがですか。

1 番

理解できました。とても分かりやすかったですし、十分に理解ができてよかったと思います。

司会者

これはいろいろな囲みを使ったり矢印を使ったりして、相互の関係が分かるようにということを意識されてるのかなと思うんですけど、そういうのがやっぱり理解に役立ったということでしょうか。

1 番

そうですね。先ほども申し上げたとおり、外国人の名前を除けばとても分かりやすく理解ができたものです。

司会者

逆に、先ほどちょっと分かりにくかったという感想を7番さんが述べておられたと思うんですけども、例えば冒頭陳述ですと、いかがでしょうか。これは検察官のはA4で1枚、弁護人のは紙は配布されなかったのでしょうか。

7 番

はい。

司会者

この冒頭陳述はいかがだったでしょうか。これから証拠調べに臨むときに道しるべのような機能を果たすことが期待されてるんですけども、この冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。

7 番

もっと分かりやすくまとめてほしかったです。

司会者

検察官のほうはA4で1枚ではあるんですが、まだ、分かりやすくまとめるというと、情報量がやっぱり多いということなんではないでしょうかね。

7 番

はい。

司会者

他の皆様はいかがでしょうか。御発言いただきたいんですが。冒頭陳述を

最初お聞きになって、この後の証拠調べでここがポイントなんだなということがそれなりに意識できたかどうかということなのですが。

2番

やはりこの説明文があって、とても分かりやすかったです。

司会者

これは両方ともA4で1枚ということで、分量的にも問題なかったということでしょうかね。

2番

はい、そうです。

司会者

3番さんは3つ事件があったわけですが、検察官のはA3で1枚、弁護人のがA4で2枚の冒頭陳述でした。その後の証人尋問でここに着目して聞くんだなというような理解につながったかどうかという観点から言うと、いかがでしょう。

3番

検察官の冒頭陳述はA3で事細かに番号振ったりですとか、日付、時刻、名前とか入ってましたんで、ものすごく、逆に分かりやすかったかなと。ただ、先ほど来言ったように、3つの事件だったもので、この冒頭陳述も含めて、証人尋問も含めて全てどうしても通訳が入りますので、分かりやすく、逆に言うと、1つの言葉を言うとすぐまた通訳の方、通訳の方が終わるとまた起訴状なり冒頭陳述を読むということだったので、非常にその辺の時間というものを長く感じちゃったかなというのが印象です。

司会者

外国人の被告人の事件の場合は、冒頭陳述は日本語でしゃべった後に通訳ということではなくて、検察官・弁護人が日本語で話すと同時に通訳人がマイクに向かって話して、被告人はワイヤレスで聞くというようなこともやっ

てたかと思うんですが、そうではなかったんですか。

3 番

そういうケースとですね、先ほど一番最初に言いましたけど、質問の内容が多少変わってたということで、そのときは一度日本語を聞いてから通訳の方が頭で考えてからの受け答えが比較的多かったです。

司会者

そうすると、今おっしゃられた事情があったので、ワイヤレスシステムを使った同時通訳的なことはできなかったということなんですかね。

3 番

比較的、同時通訳よりか一つ一つの日本語、英語、日本語、英語というようなことだったんで、どうしても長くなったというように記憶してます。

司会者

4 番さん、5 番さんの事件ですと、冒頭陳述は検察官が A 3 で 1 枚、かなり文字の量は細かくあるかなという印象なんですが、弁護人のは A 4 で 1 枚で、年単位で時系列的なざっくりした説明ということなんですが、ある意味、情報量だけ見れば対照的なんですけれども、このあたりはどのようにお感じになられたかということなんですが。

4 番

冒頭陳述に関してなんですけども、非常に難しい事件ではあったんですが、時系列でそのとき発生した状況が事細かに書かれておりまして、また、被告人との関わりに関してもしっかき記入されておりましたので、ここの部分に関しては評議でも生かされたので、これはとてもよかったと思います。

司会者

評議のときも冒頭陳述を参考にされたんですか。

4 番

はい。時系列で書かれていますので、そのとき起きた状況というのをまた

振り返ることもできましたので、評議の中でもこのときはこうだったなという
ことを振り返れましたので、とてもよかったです。

司会者

ちなみに、論告という証拠調べの終わりに行う検察官の説明のにも時系列
がついてるんですけども、こちらの方のことでなく、両方使われたとい
うことなんですかね。

4 番

私個人としては両方見ながら評議を進めていました。

司会者

冒頭陳述というのはこれからの証拠調べに集中できるように、一体どうい
うことについてどういった証人が呼ばれるんだろうとか、その辺を理解し
て証拠調べに臨めるかというところの助けになるものがあるのかなとも思っ
たりはするんですけども。6 番さんは、そういった観点から冒頭陳述はど
のようにお感じになられたでしょうか。

6 番

冒頭陳述もとても分かりやすかったですし、別に私達素人が聞いていても
分かりづらいということはありませんでした。

司会者

裁判員裁判といいますのは、これまで法律家だけで行っていた審理、もち
ろん素人という意味では被告人が常にいるんですけども、法律家だけでや
っていた審理の場面に裁判員の方に判断主体として登場していただくと。そ
こは、ですから当然審理でやってることの意味が分からなければいけないと
いうことなんですけど、ちょっと先ほども出たんですけども、法律家の方達
は当然のこととして行っているかもしれないけれど、私達の立場からすれば
こういった点にもうちょっと気を使っていたきたいという、要するに法律
家ではない普段別のお仕事をされている方が、あるいは御家庭でお仕事をさ

れている方が1回限りで裁判に参加するんだから、そういう人達が審理に臨むに当たってこういうことを考慮してほしい、そういった点で何かお感じになってることがあればおっしゃっていただきたいんですけど、どんなことでも構わないんですが。いかがでしょう。

6番

私の場合は、最初はやっぱり非常に不安を感じたんですけども、裁判長の分かりやすい説明で非常に勉強になったというところのほうが大きかったですね。あと、裁判官の方も2名いらっしゃいますから、その方達の後のフォローをしていただいているような進行状態だったので、とてもよかったというのが印象です。

司会者

証拠調べということについて言うと、ざっくりとした言い方なんですけども、裁判官が後で説明をする場面というのはゼロにはならないかとは思いますが、基本的には裁判員の皆さんが法廷で見たり聞いたりしたそのときに理解していただける審理でなくてはいけなくて、後で裁判官が説明をする、あるいは解説を加えることによって初めて理解ができた審理というのは、まだまだやっぱり分かりやすい審理という観点からは問題があるのかなと認識しているところです。

ただ、手続的な内容について、今日はこういった手続をやりますとか、そういったことについて事前に裁判官が何か説明をしていたということで、あくまで手続の内容ですね、そういった意味でその後の証拠調べを中心とした手続が理解しやすくなったということがあるのかどうかという観点からお伺いしたいと思います。これは手続に関する裁判官の説明が分かりやすかったか。証拠の中身じゃなくてですね、手続についての説明が分かりやすかったのか、あるいはそれが適切なタイミングで行われていたのかということなんです。例えば、その日初めて法廷に入る前ですと、法廷でどういうことが

行われるのかということについては、皆さんの場合ですと、どの程度の説明が裁判官のほうからあったのか。初めて法廷に入る前ですね。例えば朝集合されて二、三十分時間がある場合が多いと思うんですけども、そのあたりでどういった面から説明があったのかなかったのか。あったとしたらそれはその日法廷に臨むに当たって少し落ち着いて臨めたとか、もちろん初めてですから緊張はされるとは思うんですが、やっぱりその説明があったことで多少は助かったなど、手続を理解する上で助かったなということがあったのか、そのあたりはいかがでしょうか。第1回、初めて法廷に入る前、それから法廷の合間に休憩時間等がありますよね。そういった合間での手続、これから次はこういう証人が出てきますよとか、何かそういった手続に関する説明なんですけど、そういったことで何か印象に残ってる、こういった配慮をさせていただいたとか、あるいは逆にこういった点を説明していただければもっとよかったとか、そういったあたりで何かお感じになっていることがあれば述べていただきたいと思います。1番さん、いかがでしょうか。

1番

説明ももちろんありましたし、入る順番も事細かく導いてくださいましたので、不安というものも、最初緊張はもちろんしましたけれども、だんだんと溶け込んでいかれたと思います。

司会者

初めて法廷に入る前は、審理日程表と起訴状ですかね、これが恐らくお手元にある状態だと思うんですけども、その2種類の書面については何か法廷に入る前に裁判官から説明があったんでしょうか。

1番

大体の説明はあったと思うんですが、私は今それをはっきりちょっと覚えてはいないんですが。むしろやってからじゃないと分からないな、むしろ法廷に出てみないと自分で理解できないのではないかなということ、説明

云々よりもむしろ行動ということで私は理解しました。

司会者

それから、裁判員の方々のアンケートを皆さんにもお書きいただいたと思うんですが、そういったアンケートを拝見していると、特に初めて法廷に入ったときというのはものすごく緊張していて、余り頭に残らない部分もあったというようなことが書いてあるものを拝見するんですけれども。例えば2番さん、初めて法廷に入る前に、何か裁判官のほうからこういう説明があったので落ち着いて臨めたとか、何かそういった面で印象に残っておられることがありましたら御紹介いただけますか。

2番

まず、入る順番が、リハーサルとして現場見学会みたいなことをしました。それで、ここでこういう感じですよという。台の上に座って。それからあと、何かお隣のお部屋に行って、審理する時間が短い場合なんかは隣の部屋で話すとか。あと、被告人の席とかそういうところにちょっと座らせてもらったりとか、視線を置いて、あっ、こういう感じで私達が見えるんだなと、そういうのはリハーサルというか、していただいたので、そこでもちょっと気持ち的にはほぐれました。あと、傍聴人に対しても、大勢来るよとか、毎日来る人もいるよとか、似顔絵描いてる人もいるよとか、そういうちょっと細かいことを言っていたので、どんな人が来てるのかなというのをちょっと、楽しみにしては失礼ですけど、見ることができました。ただ、出たり入ったりが多いのにはびっくりしました。だから、私ちょっと体調悪かったんですよ。もっと体調悪い人、例えば足の不自由な方も選ばれるわけですよ。そういう方達はどうするのか。そういう方達を選ばれて拒否しないで参加という形になった場合に、何段か階段がありますよね、あそこの昇り降りに時間がかかっちゃうし、そういう配慮はこれからはどうされるのかなというのを思いました。

司会者

裁判員制度は広く御参加いただくということなので、いろんな事情がある方についてはできる限りの対応を検討させていただくということになると思います。ちょっと先ほどのお話に戻りますと、そもそも書面の内容の説明以前に、法廷を見て、例えばここは被告人が座るところですよ、ここは検察官ですよと、恐らくそういう説明も受けられたと思うんですけど、そういうところから最初説明してもらっただけでも大分違うということでしょうか。

2番

はい、違います。

司会者

3番さん、例えば法廷に入る前、あるいは審理の途中、合間でもいいんですけども、手続について、裁判官のこういった説明があったのでスムーズに審理に参加できたと。証拠の内容自体はダイレクトに法廷での証拠調べで感じ取っていただくことが基本かなと思うんですが、それ以外の面で裁判官のこういった気遣いとか説明があって助けられたというのがもしありましたら。

3番

裁判長と裁判官2名で、裁判官の方1名の方が比較的若い方だったもので、意外とお食事とかも、お弁当の説明ですとか、逆にお昼はこういうのがおいしいよとか、何か比較的リラックスさせようという部分がありましたので、結構和気あいあいといけました。それで、しつこいようですけども、通訳の方の話が長いねというのも、上がってきて裁判長とか裁判官のほうからそういう話が出たんで、逆に言うと、ああ、同じ人間なんだなと思って、裁判長とか裁判官でもやはりその通訳のあれが長いと感じたんだなという部分で。逆に、約4日ぐらいの審理とか法廷だったんですけど、それをずっと我々聞いていたら結構しんどいかなとは思ってたんですけども、裁判長、裁判官も

同じ思いでいたんで、やはり同じ人間なんだとか。お昼はこういうものがおいしいよとか、逆に言うと、2日目3日目あたりは一緒にお昼に行ったりとかして、比較的リラックスをさせていただいたので、非常によかったと思います。

司会者

今のお話ですと、審理の中身については裁判官も割と率直な感想をその場で言って、自分達と同じことを感じてるんだなということで少し安心したというか。

3番

そうですね。先ほども言ったように非常に難しい事案だったもので、かなり活発な意見も出ましたし、いろんなお話も聞けたので、比較的有意義に過ごせたと思います。

司会者

4番さん、5番さんは長丁場の事件だったわけですが、何か、やりながらこの手続はどうなってるんですかとか、そういった何か裁判官に裁判員の皆さんのほうから質問、証拠の中身とかそういうことじゃなくて、手続はどうなっているんでしょうかとか、そういった観点で何かいろいろ質問をされるような機会というのはあったんでしょうか。休憩中とかですね、あるいは朝、集合されたときとかですね。そのあたりはいがででしょうか。

4番

まず、朝、集まったときにですね、裁判長のほうから今日の内容に関して重要な部分についての説明等はあったりはしました。また、審理の途中の休憩時間にも、さっきの話の内容はこういったことだよというように分かりやすく言っていただいたので、とてもやりやすかったです。

司会者

そういう意味では、審理の合間にも裁判官と裁判員の間でコミュニケーション

ョンをいろいろとりながら進んでいったという印象でしょうか。

4 番

はい、そうです。

司会者

5 番さん、いかがでございましょうか。

5 番

今のお話のとおり、裁判の進み方に関しましては、裁判長のほうから、朝、今日はこのような証人が来て、このような話を聞くのではないかなというお話も事前にいただいてましたので、すごく分かりやすかったです。あと、コミュニケーションに関しましても、お昼のときにはお弁当を一緒に食べていただいて、みんなで囲んで食べるような場面もありましたので、その中で少しリラックスしながらのディスカッションができたと思っています。

司会者

それから 6 番さんが担当された事件は、判決以外の審理が 4 日間ですかね。論告・弁論まで 4 日間ということで、どちらかという長い部類に入る事件なのかなと思うんですが、そういう意味で日々やっていく中で審理を進めていく中で、こういった裁判官の説明があったので円滑に理解ができていったとか、手続の面ですら、そういったことで何か印象に残っておられることがあったら。

6 番

裁判長から精神的な部分での気遣いを感じましたね。殺人未遂というところで、防犯カメラでもそういった事件の内容を見たり、包丁、文化包丁ですね。あとは衣服も血のついたやつを見たりして、やはりそんな中で精神的な配慮はすごくしていただいたので、助かってると思いますね。

司会者

今言われたような衣服とか凶器とか、そういったものを調べる前には、何

か裁判長のほうから、こういったものを調べますよというような説明はあったんですかね。

6 番

はい、説明はありました。

司会者

やっぱりそれによって、何といたしますか、心の準備というか、そういうのができたということになるのでしょうか。

6 番

そうですね。要するに、精神的にちょっと疲れたような方がいましたら、すぐにでも対応していただけるというところで、皆さんそういった、裁判員の方はそういった裁判官の配慮のもとに、別に問題なく進行したと思っております。

司会者

それから7番さんのほうは、証拠調べが1日で終わったというような事件だったと思うんですけれども、逆に1日で証拠調べが終わってしまうということで、何かその間で、合間の裁判官の説明でこういうことがあったので理解がちゃんとできたなど、手続的なことに関する理解ができたなどということがあれば何か教えていただけますか。

7 番

最初、法廷に入って1日で終わっちゃったんですが、最初法廷に入るときは緊張してて、一応、中に入るときこの場所に座るんだよって順番とかもあって、それで休憩中とかでも、その説明をちゃんとしてくれて。それで、あとはお昼のとき一緒に弁当を食べたり、それでこういう種類の話とかいろいろしたり、2日目、3日目、4日目・・・2日3日ほどどこかに一緒に食べに行って、またいろんな話とかいろいろ聞けて、それで少しリラックスできて。それでリラックスができたから、順調に最後まで終わることができまし

た。

司会者

今のお話を伺ってますと、裁判官のほうでも手続に関する説明をしたり、あるいはそれ以外にも皆様ができるだけ負担感を感じないようにするためのコミュニケーションをとったりということで、裁判官も努力をしているようですが、今後の参考という意味で、こういった点はちょっと説明が欲しかったなとか、こういった点でこういうことがあればよかったなということを何かお感じになっている方がいらっしゃれば、率直におっしゃっていただければと思います。そういう意味では、特に裁判官について言えばいかがでしょうか。それはよろしいでしょうか。

それでは、間もなく予定の時間が参ります。進行の不手際で十分皆様がおっしゃりたいことを言っていただくことができたのかということも、どうだったかなと思わないでもないんですが、時間が参りましたので、最後に一言ずつ、審理にかかわらずでも結構ですので、裁判員裁判に参加した印象、あと、今後御参加される方がたくさんいらっしゃるわけですが、そういう方達に向けて一言で結構でございますので、皆様に一言ずつお言葉をいただいて、それでこの意見交換会を締めさせていただきます。では、1番さんから順次お願いできますか。

1番

私は裁判というものに縁がないものだと思ってたんですが、今回なりたくてもなれない裁判員制度に参加することによって、とても自分の中では貴重な体験と思っています。普段垣間見ることもない裁判所の中、法廷の中を見ることによって見る目が変わりました。ニュースで裁判のニュースが出るたびに、あそこでやってるのかなとか、今こういうことをやってるんじゃないかなというような、そういう目で見えるようになったことが自分の中でとてもよかったと思っています。ですから、これから裁判員になられる方も、本

当に積極的に、不安なんていうものも、私もとても選任されたときに不安の二文字が脳裏をよぎって、どうしようかとは思ったんですが、やはり積極的に、もう携わった以上は最後までやろうというわけで、今日この席にも参加しております。ですから、これからやられる方、是非積極的に参加していただければと思います。

司会者

ありがとうございました。2番さん、お願いします。

2番

最初私、あの書類が届いたときは、すごく嫌な気持ちになりました。正直言って。それで、私の仕事柄、忙しい時期だったんです、一番。それで、最初のアンケートが月か何かでしたよね。私的には曜日でも選ばせてほしいなと思ったんですけど、それはわがままだと後で感じましたけど。でも、結果的には、私も裁判員の一人になれて、やっぱり先ほど1番の方が言われたように、ニュースの見方、それからものの考え方もちょっと変わったような気はします。参加できてよかったと思いますけども、この間ニュースありましたよね。裁判員でちょっと訴訟を起こされた女性の方がいて。ああいう方の気持ちも分かるんですけど、やっぱり断る勇気というのも必要だなと思いました。たまたま私の受けた事件は残虐なシーンがなかったからよかったとは思いますが、やっぱり私の事件でさえもその被告人の顔というのが結構思い出しますね、いまだに。それこそ、どうしてるのかなと。その後、来たんですよ。こういう結果になりましたと。そしたら、最高裁に控訴ですか、されたみたいで、ちょっとそれも、私達あんなに一生懸命、一応2人の方のことを考えたのに、何だったんだろうってちょっとがっかりしました。だけど、それもしょうがないのかなということ。参加できたのはよかったんですけども、正直言ってもうしたくありません。

司会者

3番さん。

3番

同じように最初選ばれたときはいろんな意味で緊張と不安と色々な形でやってきて、まさかまたそこで選ばれて、またこの場で選ばれて、4回当たってるということで、非常に光栄だと思ってやっております。なかなか本当に難しい案件だったもので、いろんな意味で普段使わない頭の一部も使って、いろいろな経験ができたなということで、事件の内容ですとかそういうことは公表してはいけないけども、裁判員裁判というものを経験したよということを広く仲間と友達とかに広めることはオーケーですよと言われたんで、SNSとかを通じながら友達とかにも裁判員裁判をやりましたということ結構言って、貴重な経験なんでみんなもやりなさいよということで広く広めてるところです。どうもありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。4番さん、どうぞ。

4番

正直この場で言うのもあれなんですけども、裁判員の候補者の通知が来るまで、すっかりこの制度のことを忘れておまして、いざ来たときに、そういえばこういう制度があったなという印象がありました。実際に選ばれて裁判をやってみて、期間としては長くて難しい事件だったんですけども、やった感想としては非常にやってよかったなという印象が残っております。というのは、やっぱり今の仕事をしていきますと、こういった別のことをやる機会というのはなかなかないと思いますので、自分の経験として、選ばれた際には、今後選ばれる方にはやってほしいなと思っております。どうもありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。5番さん、どうぞ。

5 番

私の裁判は非常に期間が長くて苦勞しました。その期間をほかのメンバー、まだ行っていない方に勧められるかという、これは厳しいなど。2 か月間仕事を休んで、実質裁判に出たのは16回ですけれども、期間的には2 か月というスタンスで行いましたので、かなり仕事面では苦勞しました。ですので、期間をもう少し削っていただければ、みんなにこの裁判員裁判というのを経験してほしいなという気持ちはあります。結果的には、経験しまして自分自身にはプラスになったと。人のいろいろな見方も聞けましたし、考え方も聞けたということでは、大きな経験をさせていただきましたので、貴重な経験をさせていただいてありがとうございますという気持ちは持っております。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、6 番さん。

6 番

一言で言いますと、いい経験をしたというのが一言です。裁判員裁判の新聞の記事が出てると必ず目を向けて読むという形になりました。ただ、凶悪な犯罪なんかの新聞には、やはり目をそむけるというのがいまだ直りませんが、いい経験をいたしましたというのが私の感想です。

司会者

では、最後になりました。7 番さん。

7 番

最初書類が来たときはうそじゃないかって思ったんですけど、とりあえず初めてなんで一回試しにやってみよう。テレビとかでも、ニュースとか刑事ドラマとかでも、裁判の法廷のところってめったに入れなから。最初やってみて、4 日間やってみてよかったんで、また声がかかったらまたやってみたいなとは思ってます。

司会者

本日御参加いただきました経験者の皆様には、多くの貴重な御意見、御指摘をいただきました。今後、私どもの制度の運用の改善の参考とさせていただきたいと思っております。それでは、若干予定の時間を過ぎてしまって恐縮でございましたけれども、これもちまして本日の意見交換会を終了させていただきたいと思っております。長時間にわたりましてありがとうございました。

以 上